

商店街賑わい創出事業

1. 補助目的

「商店街団体」及び「コミュニティ団体」が、商店街の賑わいと活力を作るために祭り及び行事等を実施する事業に対し、経費の一部を補助します。

※「商店街団体」：商店街振興組合法や中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された商店街組合、又は、主として小売業・サービス業に属する事業を営む者により組織された団体で、市長が特に認めるものをいいます（具体的には中心商店街を想定）。

※「コミュニティ団体」：地域コミュニティ機能の充実、又は、中心市街地の活性化に資する団体として、市長が認めたものをいいます。

2. 補助対象経費及び補助率

(1) 対象経費：報償費(謝金)・印刷製本費・広告宣伝費・会場使用料・賃借料(リース料)・備品購入費・原材料費

(2) 補助率：対象経費に3分の2を乗じて得た額以内(限度額：30万円)

(3) 制限等：著しく特定の店舗等の宣伝又は営利を目的とする場合は、交付を受けることができません。

3. 補助要件

(1) 商店街の販売促進に寄与する活動を伴って実施してください。

(2) ごみの減量に努めてください。

(3) 事業効果として、集客数等から経済効果を測定してください。

(例)【集客数】〇〇〇〇人 × 【お客一人当たりの平均消費額】▲▲▲▲円 = ●●●●●円

4. スケジュール

(1) 応募期限：令和5年5月31日(水)

※応募期限までに「補助事業計画書・収支予算書」を「商工観光課 商業係」まで提出してください。

5. 交付申請時提出書類

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 補助事業計画書・収支予算書

(3) 構成員名簿

(4) 定款・規約その他これらに類するもの

(5) 組織図(「複数の商店街団体が共同で申請をする場合」及び「協力団体と実行委員会を組織し申請する場合」)

6. 実績報告時提出書類

(1) 実績報告書(様式第4号)

(2) 補助事業報告書・収支決算書

(3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(4) 事業活動時の写真

(5) 広告物(作成した場合のみ)

7. 注意事項

(1) 必ず事業開始前に交付申請手続きを行ってください。

(2) 審査の結果、補助希望額を下回ることがあります(審査内容は公表いたしません)。

(3) 補助額は、申請数・申請額・事業効果・新たな取り組み・実績等から総合的に判断し決定します。

(4) 補助要件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。

(5) 「複数の商店街団体が共同で申請をする場合」や「協力団体と実行委員会を組織し申請する場合」は、主体となる商店街名を併記してください。

(例) 〇〇〇〇実行委員会(▲▲▲▲商店街振興組合)

(6) その他詳細については別途お問い合わせください。

8. お問い合わせ先

■駒ヶ根市 商工観光課 商業係 担当：北原・小原 TEL 83-2111 内線 431